

第3次岡崎市配偶者からの暴力防止及び 被害者支援基本計画（案）

～DV対策基本計画～

令和3年度～令和7年度

令和 年 月

岡 崎 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 DVの定義等	2
3 計画の位置づけ	3
4 SDGsの推進	3
5 計画の期間	3
第2章 DVを取り巻く現状	4
1 国の現状	4
2 配偶者暴力相談支援センターの対応状況	8
3 警察の対応状況	9
4 本市の現状	10
5 相談の対応状況	14
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 計画の基本理念	15
2 計画の基本目標	16
3 計画の体系	17
第4章 計画の内容	18
基本目標Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくり	18
基本目標Ⅱ 相談体制の充実	22
基本目標Ⅲ 被害者の安全確保と自立支援	26
基本目標Ⅳ 関係機関等との連携充実	34
第5章 計画の推進	36

参考資料

1 DV被害者の保護・支援のフロー図	38
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	39
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）	53
4 男女共同参画推進条例	61
5 岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定委員会要綱	66
6 計画の策定の経緯	68

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DVには、次のような特性があります。

- ① ジェンダー（社会的・文化的につくりあげられた性差）の考え方が影響している。
- ② 家庭内において行われるため潜在化し、外部から発見されにくい。
- ③ 加害者に罪の意識が薄いため、暴力がエスカレートし被害が深刻化しやすい。

DVと言えば女性をイメージすることが多いですが、近年では男性の被害者が増加しています。さらに、配偶者間で起こる暴力を子どもが目撃する面前DVや、恐怖心から加害者の子どもへの虐待を制止することができないなど、児童虐待とDVが密接に関係する事例が増えていることから、DV対応と児童虐待対応が連携しながら、家庭内での暴力の根絶に向けた取組を強化していく必要があるなど、DVを取り巻く社会情勢は変化しています。

国においては、これまで平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、その後、平成19年7月の法改正では、市町村における基本計画の策定が努力義務とされ、平成25年7月の法改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についてもこの法律を準用することとなり、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」に改められました。

さらに、DV防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正する法律」が令和元年6月26日に公布され、改正DV防止法が令和2年4月1日に施行されました。

この改正により、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図ることを目的に、児童相談所が相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関であることと、被害者に同伴する家族も含めることが、法律上明文化されました。

本市では、平成24年3月に「岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「DV対策基本計画」という。）」を、平成27年に第2次DV対策基本計画を策定し、DVの未然防止に向けた啓発や相談対応、被害者の保護や自立支援など、関係機関と連携し取り組んできました。

このたび、計画の期間が令和2年度で満了となることから、これまでの取組や社会情勢の変化を踏まえ、第3次DV対策基本計画を策定し、今後の本市におけるDVに関する取組を総合的かつ計画的に推進します。

2 DVの定義等

本計画では、「DV防止法」に規定する「配偶者（事実婚・元配偶者も含む。）からの暴力」、または、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、暴力の未然防止のための取組や啓発などについては、「交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）も対象として含めることとします。

暴力は、身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力等、様々な暴力が含まれます。

○身体的暴力

直接何らかの有形力を行使するもの

殴る、蹴る、髪をひっぱる、物をなげつける、首を絞めるなど

○精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけ支配しようとするもの

無視する、大声でどなる、大切にしているものを壊す、子どもに危害を加えるといって脅すなど

○性的暴力

望まない性行為など、同意のない、対等でない、強要されたもの

性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する、無理やりポルノ等を見せるなど

○経済的暴力

金銭的な自由を奪うもの

生活費を渡さない、貯金を勝手におろす、勝手に借金をつくるなど

DVの構造にはサイクルがあり、溜め込んだストレスの限界がくると突然暴力を振るう「爆発期」、暴力によりストレスが発散され、反省して優しくなる「開放期（ハネムーン期）」、内面にストレスを溜めてエネルギーが高まる「緊張期」という3つの期間で構成され、サイクルが回るごとに暴力がひどくなる特徴があります。

3 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく基本計画です。

国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）の内容を勘案し、本市の実情に即した計画とします。

また、男女共同参画社会の実現に向け、本市の取組の方向を示す男女共同参画基本計画と連携した計画です。

上位計画である岡崎市総合計画の中では、総合政策指針の個別分野指針において定められている、「安心して楽しみながら子育てできるまち、子どもがのびのびと育つまち」を目指すための計画として位置づけるものです。

4 SDGsの推進

本市は令和2年7月にSDGs未来都市に選定され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、2030年までの持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17の目標と169のターゲットを掲げており、日本政府は積極的に取り組んでいます。

本計画は、SDGsの17の目標のうちうたわれている「5 ジェンダー平等を実現しよう」の達成に資するものです。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、DV防止法や国の基本方針が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 DVを取り巻く現状

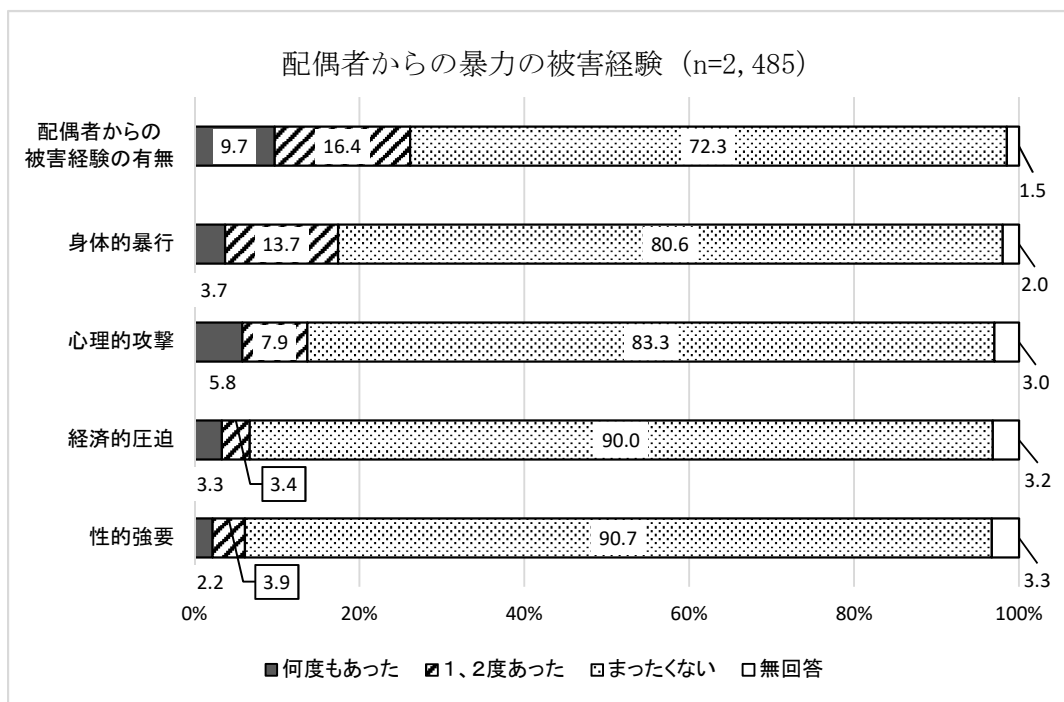
1 国の現状

内閣府男女共同参画局では、DV被害の変化に対応する施策の検討に必要な基礎資料を得ることを目的に、3年毎に「男女間における暴力に関する調査」を実施しています。

以下の調査結果は、平成29年度に実施された内容で、全国20歳以上の男女を対象としたものです。

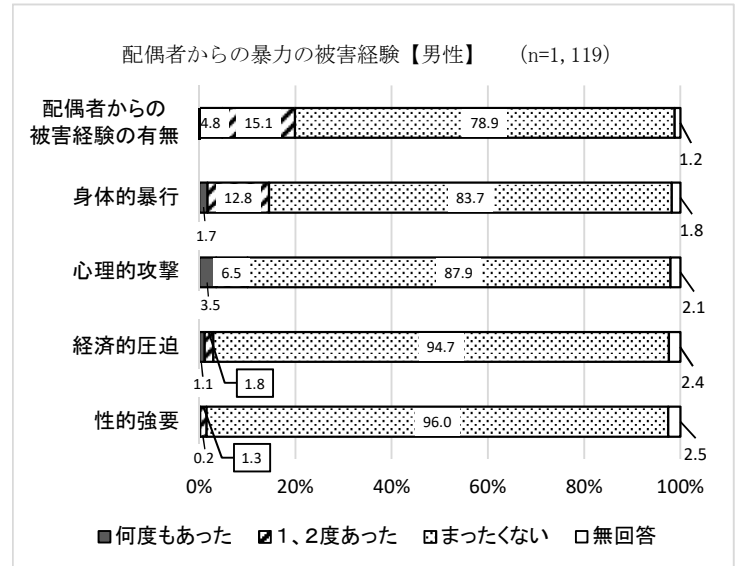
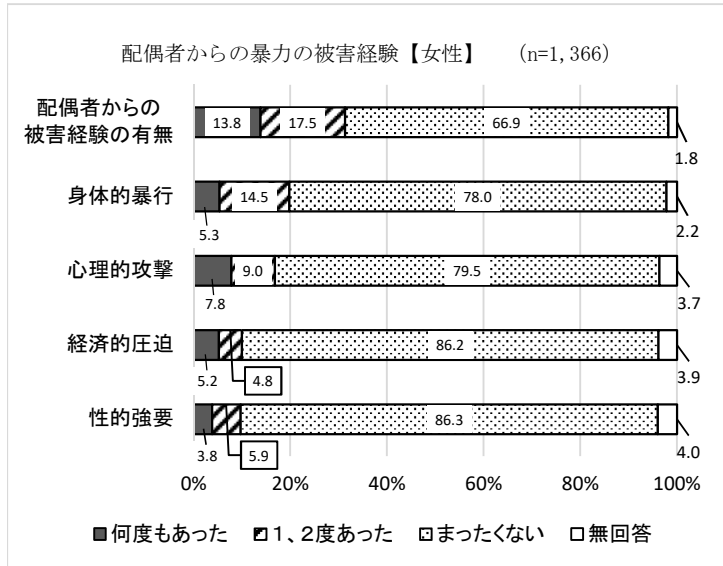
(1) 配偶者からの暴力の被害経験 【図1】

「これまでに結婚したことがある」と答えた人のうち、配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人（「何度もあった」「1、2度あった」の計）は、26.1%であり、約4人に1人は、配偶者から暴力を受けたことがあります。



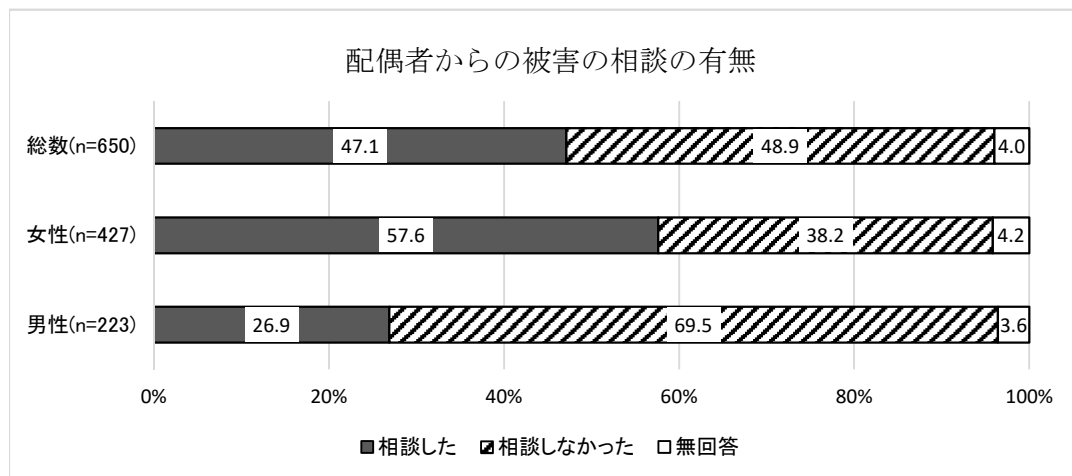
(2) 配偶者からの暴力の被害経験の性別毎 【図 2】

女性の約 3 人に 1 人、男性の約 5 人に 1 人は、配偶者から暴力を受けたことがあります。DV と言えば女性をイメージすることが多いですが、男性の DV 被害者も多いことが分かります。



(3) 配偶者からの暴力の相談経験 【図 3】

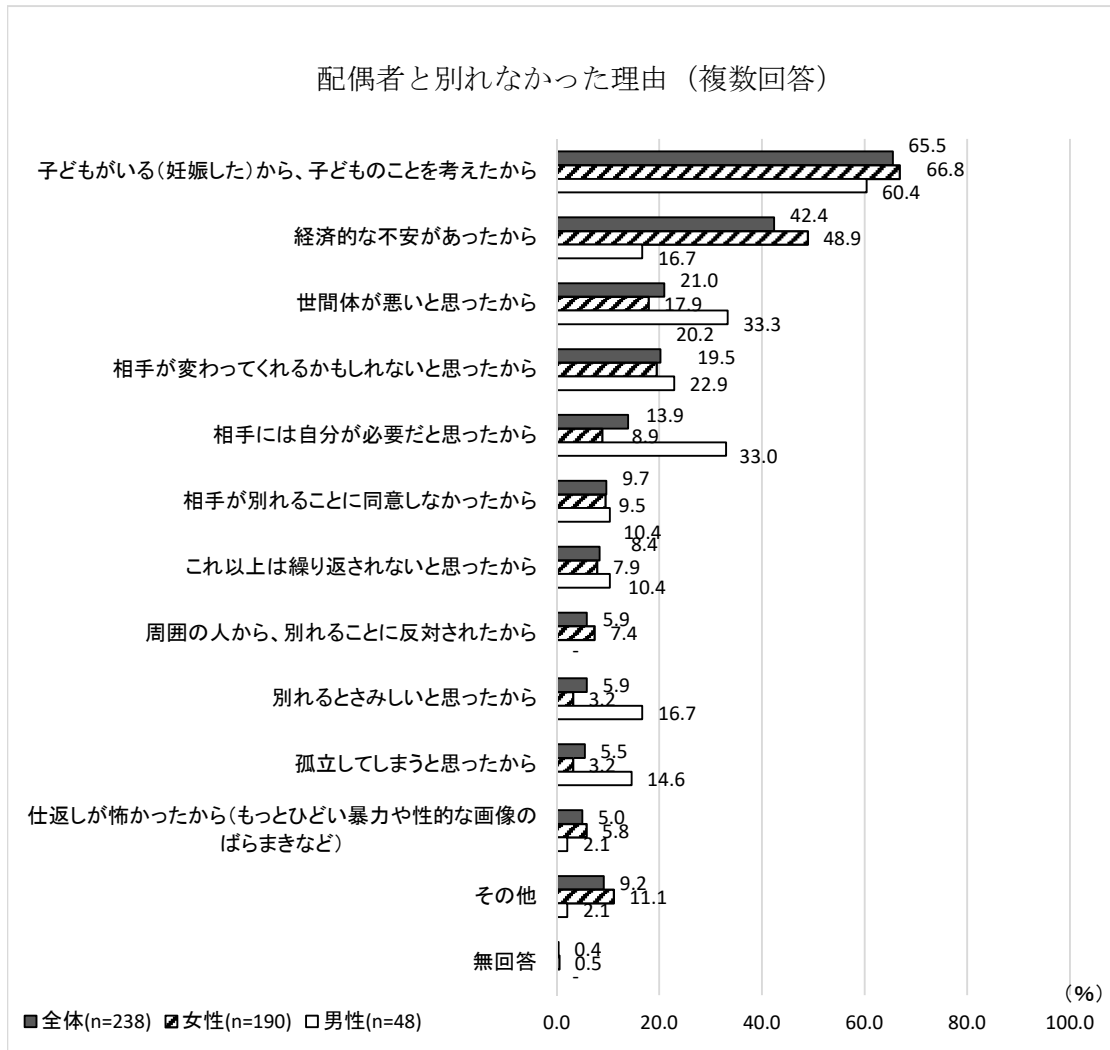
暴力を受けた人（図 1 参照、650 人）のうち、女性の約 6 割の人は相談していますが、男性の約 7 割の人はどこにも相談していません。



(4) 配偶者と別れなかった理由 【図4】

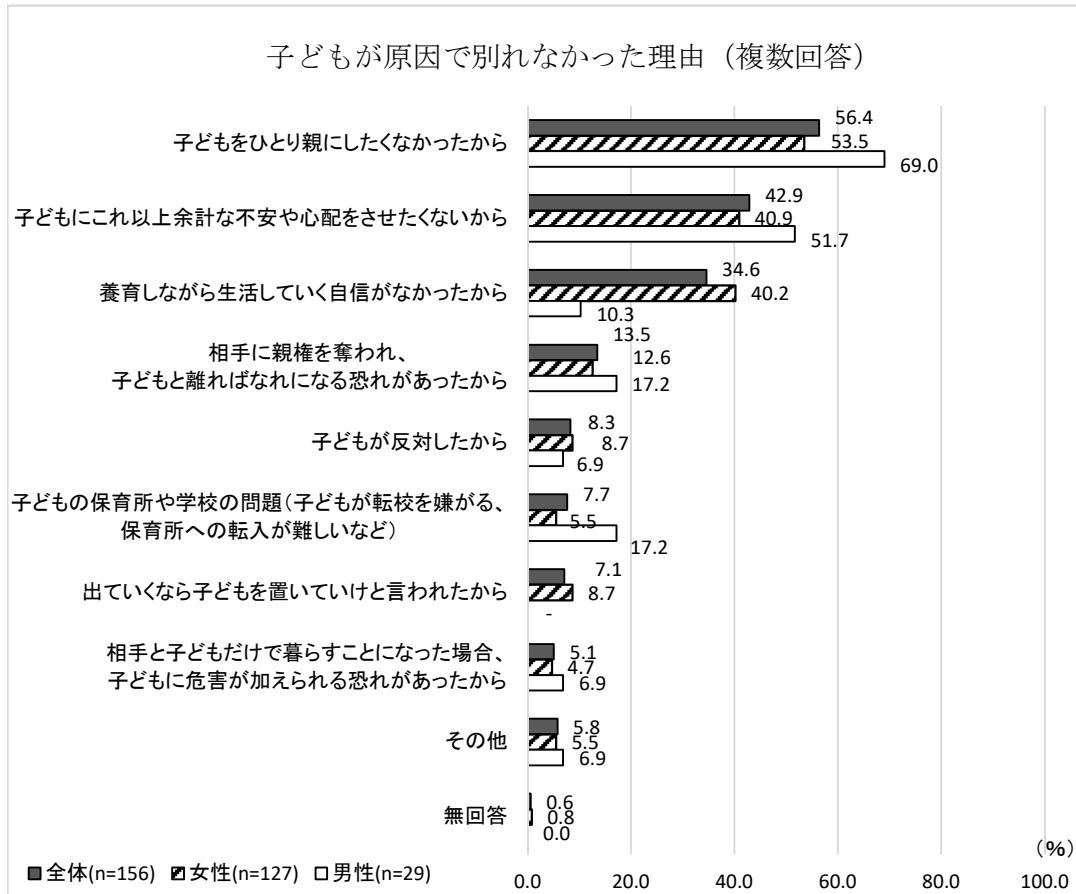
暴力を受けた人（図1参照、650人）のうち、「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」という人（238人）の理由は、男女ともに、「子どもがいる（妊娠した）から、子どものことを考えたから」が多い理由となっています。

その他、女性は経済的な不安を、男性は「世間体が悪いと思ったから」や「相手には自分が必要だと思ったから」が多くなっています。



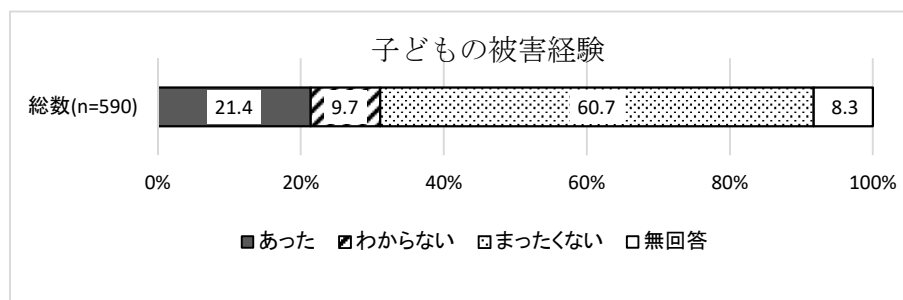
(5) 子どもが原因で別れなかった理由 【図5】

「子どもがいる（妊娠した）から、子どものことを考えたから」という理由で相手と別れなかった人（図4参照、156人）の理由は、男女ともに、「子どもをひとり親にしたいくなかった」が多くなっています。



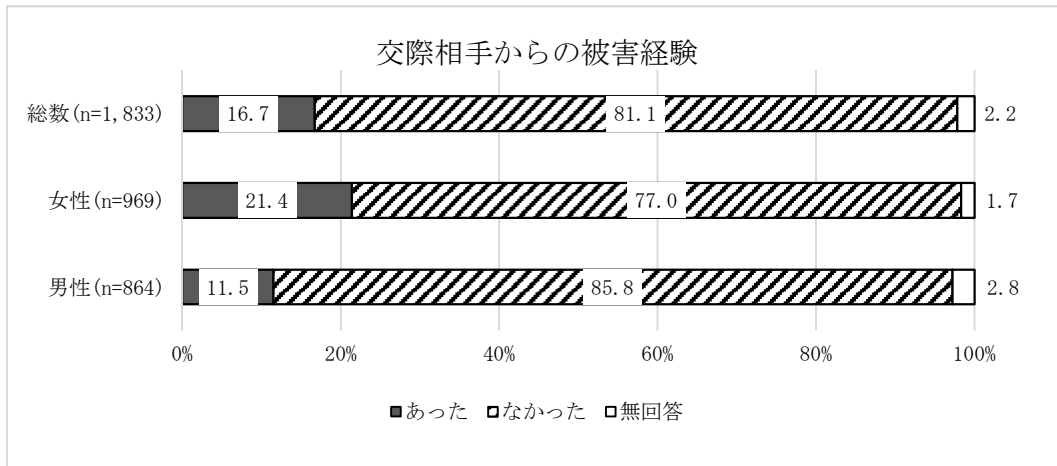
(6) 子どもの被害経験 【図6】

これまでに配偶者から被害を受けたことがあり、子どもがいる人（590人）に、子どもが18歳になるまでの間に被害を受けたことがあるかの問いに対して、約2割の人が、子どもがなんらかの被害経験をしたと回答しています。



(7) 交際相手からの暴力の被害経験 【図 7】

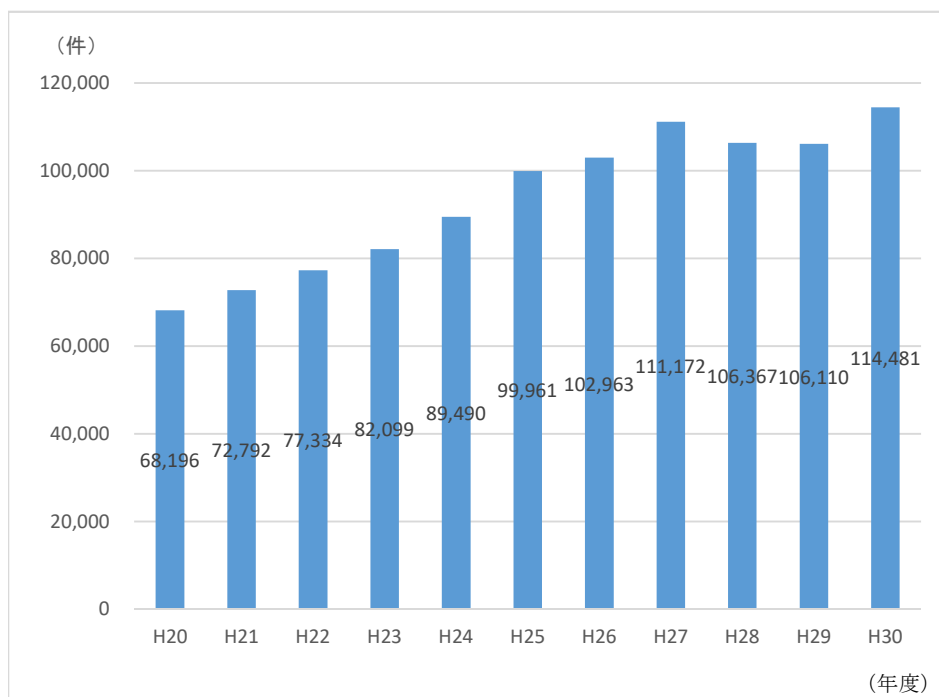
交際相手から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかの被害を受けたことが「あった」と答えた人が全体で 16.7%あり、女性は 21.4%、男性は 11.5% となっています。



2 配偶者暴力相談支援センターの対応状況 【図 8】

全国の配偶者暴力相談支援センターにおける、配偶者からの暴力が関係する相談件数は、平成 28 年度及び平成 29 年度は若干減少しましたが、増加傾向にあります。

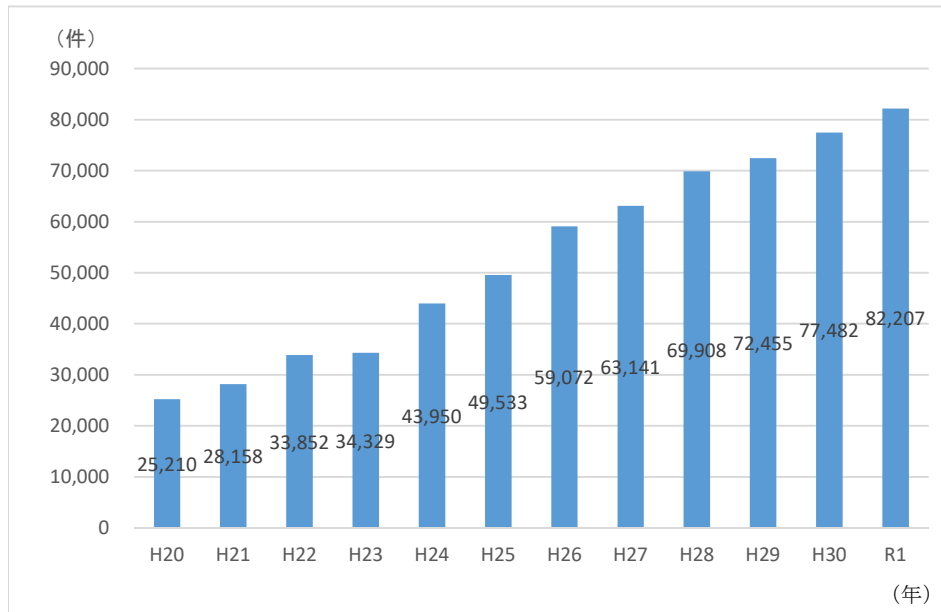
5 年前の平成 25 年度と比べると、14.5%の増加となっています。



3 警察の対応状況

(1) 配偶者からの暴力事案等の相談件数 【図9】

令和元年は82,207件で、前年と比べて4,725件増加し、DV防止法施行後、最多を記録しました。DVに関する社会的関心の高まりと警察の積極的な介入が、増加につながっていると思われます。

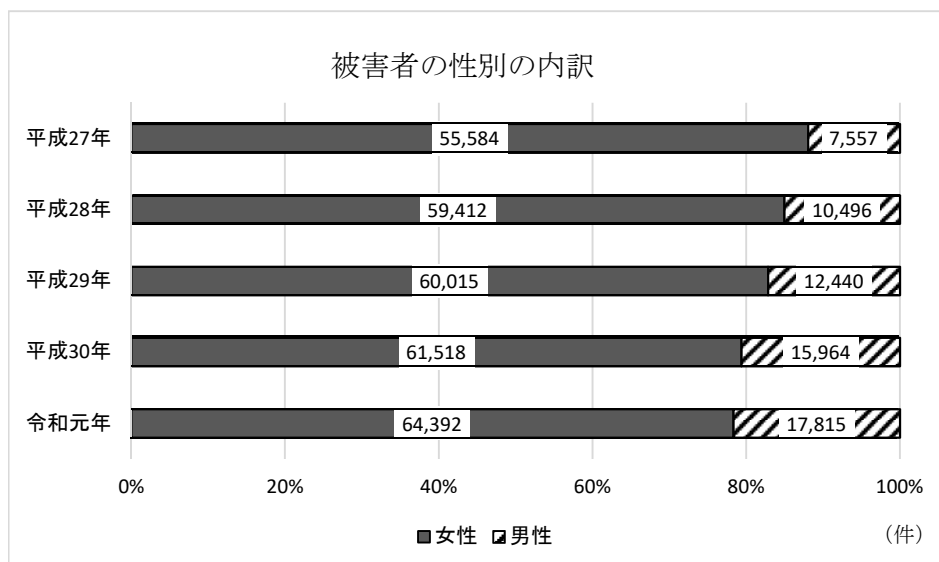


配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数です。平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）関係にある相手方からの暴力事案についても計上しています。

(2) 配偶者からの暴力事案等の被害者の性別内訳 【図10】

男性の被害者が増加しています。

令和元年では、被害者のうち男性の占める割合は21.7%でした。



4 本市の現状

(1) 調査方法と回収結果

令和元年度に「岡崎市男女共同参画基本計画」見直しのための基礎資料とすることを目的に実施した「岡崎市男女共同参画基本計画見直しにあたっての意識・実態調査」において、本市のDVに関する実態を把握しました。

調査の対象は、本市に住民票のある18歳以上の男女各1,500人、計3,000人を無作為に抽出し、7月19日から8月9日までの期間に郵送配布・郵送回収しました。

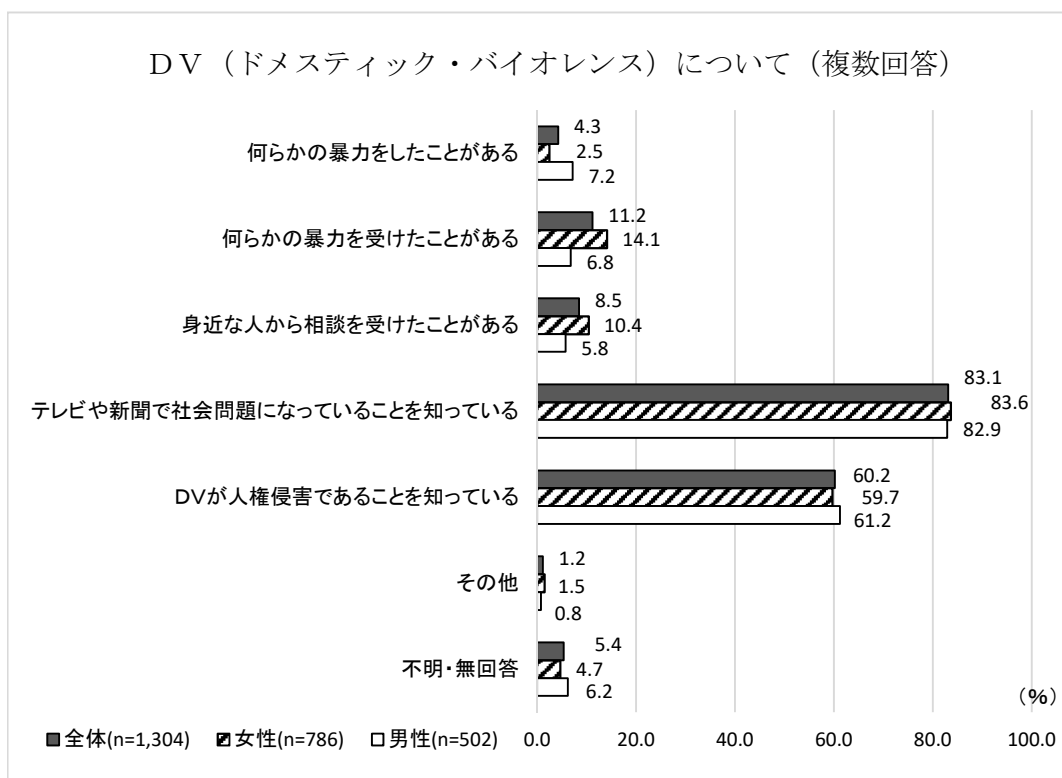
その結果、1,304人(43.5%)から回答を得ることができ、性別の内訳は(自認する性別でも可)、女性が60.3%(786人)、男性が38.5%(502人)、不明又は無回答が1.2%(16人)でした。

(2) 調査結果

ア DV認知度及び被害経験 【図11】

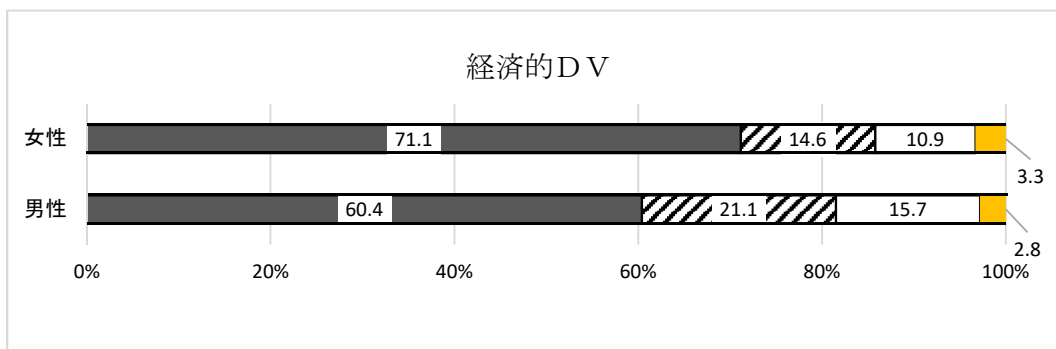
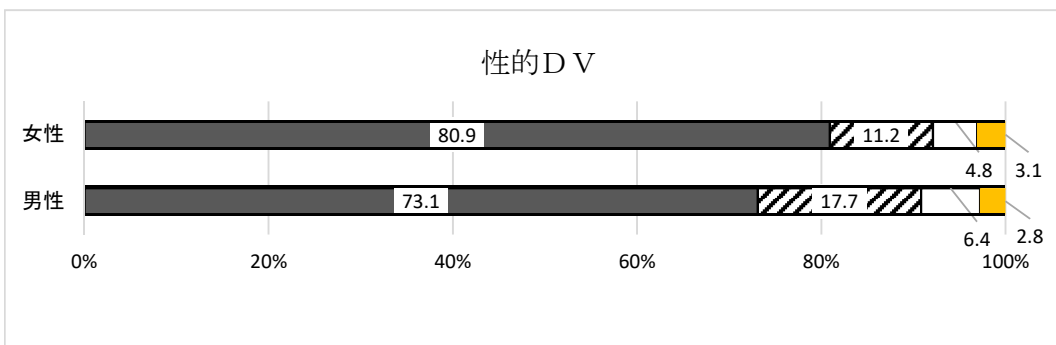
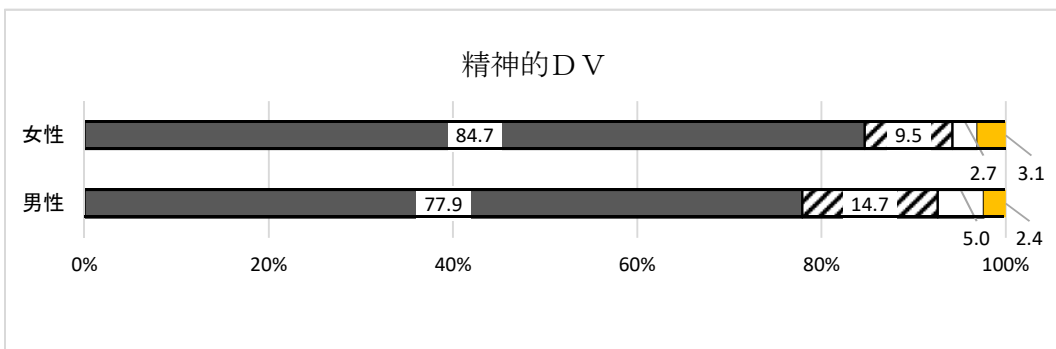
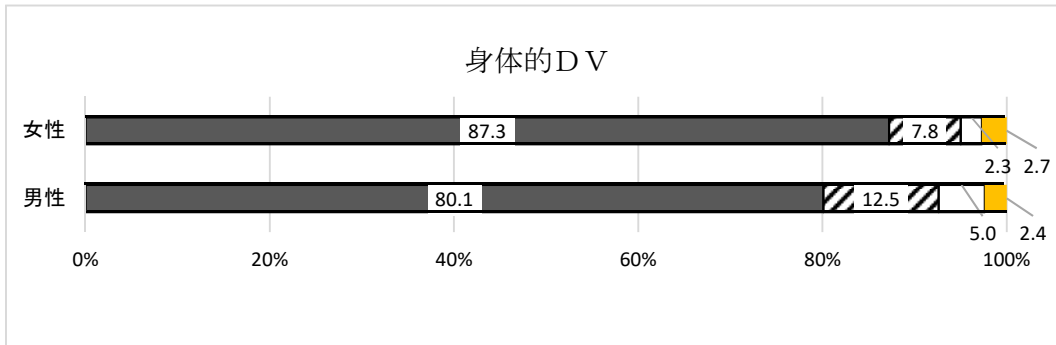
「DVが人権侵害であることを知っている」と答えた人の割合は60.2%で、5年前の51.4%より8.8%高くなりました。

「何らかの暴力を受けたことがある」と答えた人の割合は11.2%で、約9人に1人は、配偶者から暴力を受けた経験がありました。



イ DVの種類別の認知度 【図12】

いずれのDVにおいても、男性より女性の方が、認知度が高くなっています。



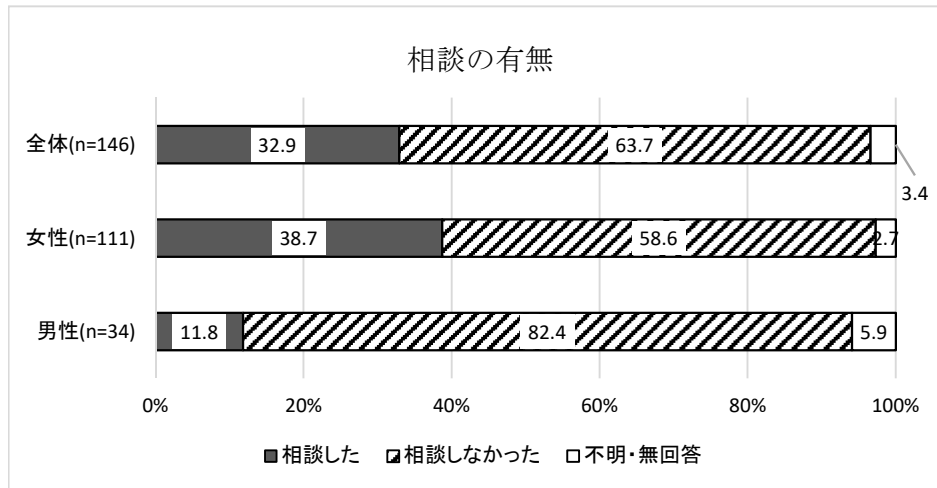
女性 (n=786) 男性 (n=502)

■言葉も内容も知っている □言葉は知っているが内容は知らない □言葉も内容も知らない ■不明・無回答

ウ 相談の有無 【図 13】

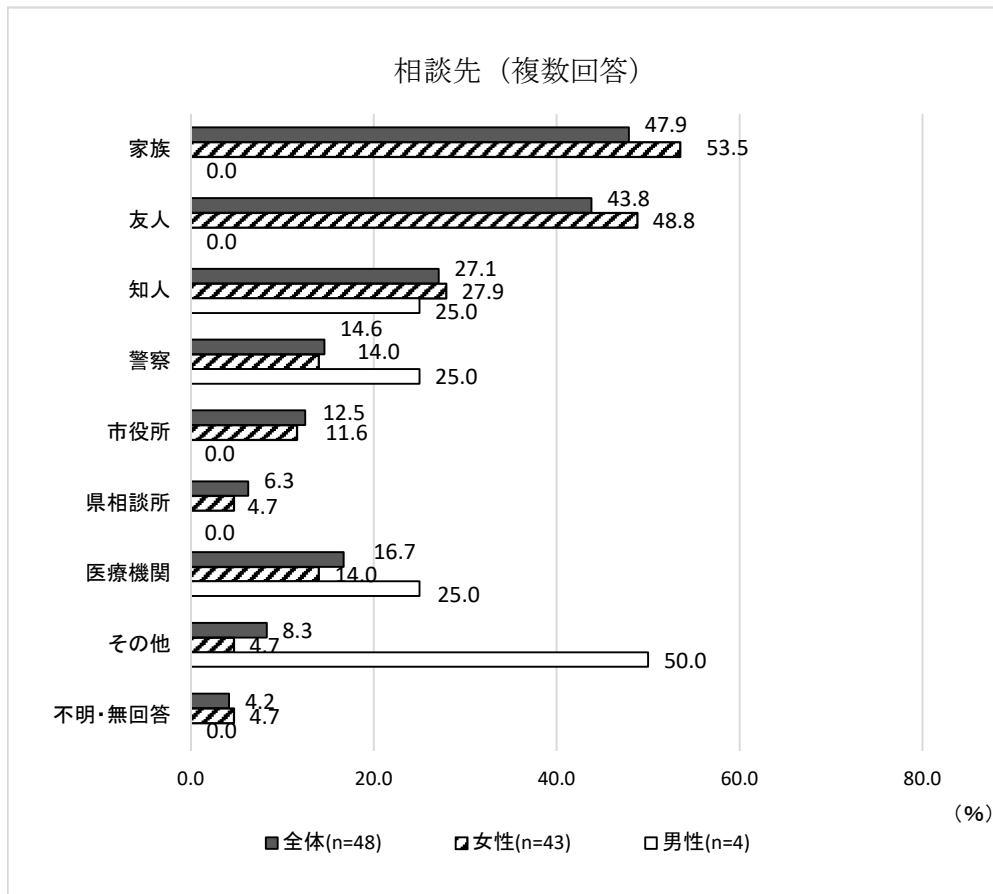
「何らかの暴力を受けたことがある」と答えた人（図 11 参照、146 人）のうち、63.7%の人が「相談しなかった」と答えました。

特に男性は、女性と比べて「相談しなかった」人の割合が 82.4%と高くなっています。内閣府の調査では約 7 割の人が「相談しなかった」と回答しており、（図 3 参照）、本市における割合が高いことが分かります。



エ 相談先 【図 14】

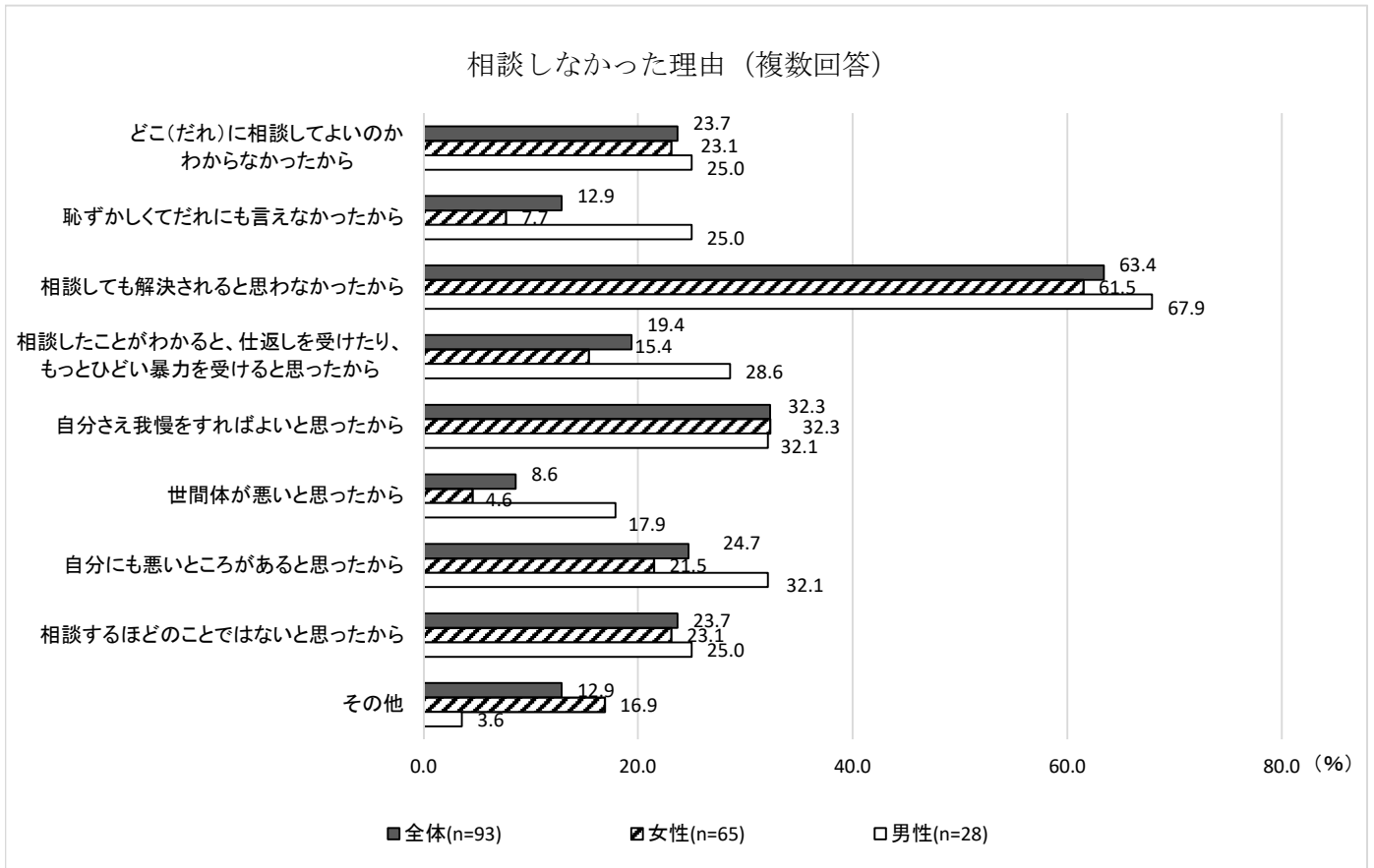
相談先は全体で、家族が 47.9%と最も高く、次いで友人、知人となっており、身近な人に相談しています。



オ 相談しなかった理由 【図 15】

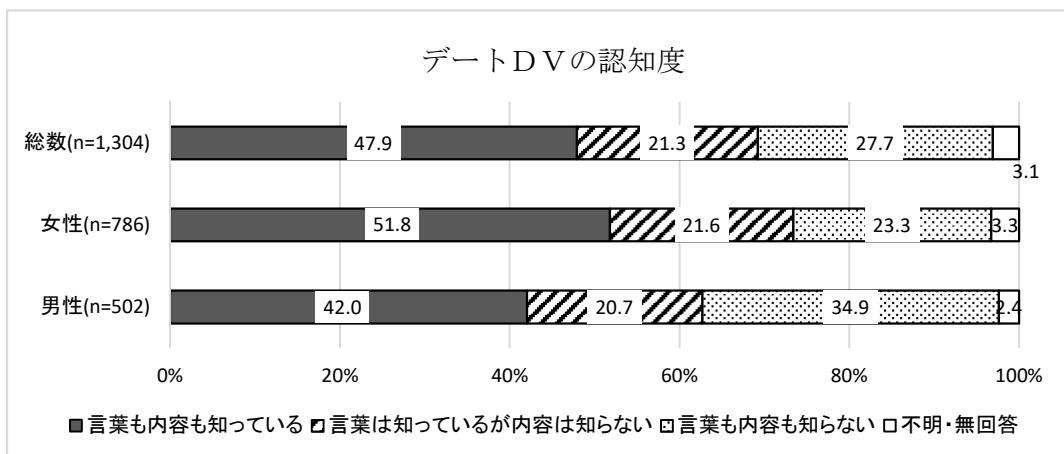
相談しなかった理由は、「相談しても解決されると思わなかったから」が63.4%と最も高く、次いで「自分さえ我慢をすればよいと思ったから」となっています。

「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」と答えた人は23.7%であり、相談に結びついていない人がいます。



カ 交際相手からの暴力（デートDV）の認知度 【図 16】

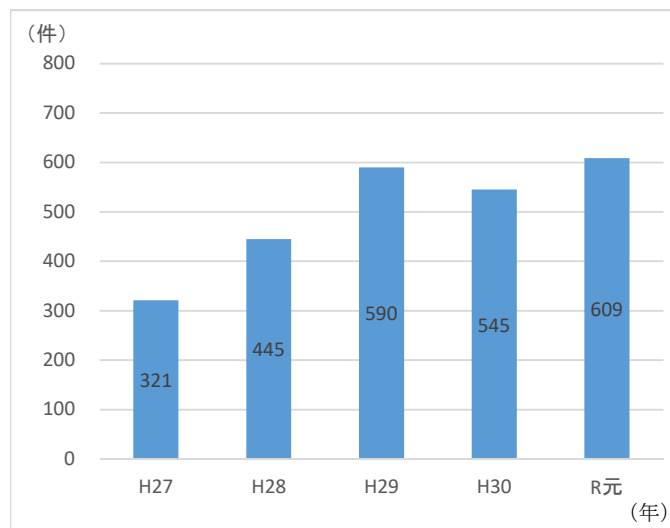
デートDVの言葉を知っていると答えた人が、5年前の54.3%から69.2%と高くなりました。



5 相談の対応状況 【図 17】

本市における、DVの相談件数です。

令和元年度の相談件数が最も多く、609 件でした。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶をめざして」

人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、啓発等によるDVの未然防止から被害者の支援まで、積極的な取組が求められます。

市民に最も身近な行政主体として、個人の尊厳が尊重され、DVを容認しない社会の実現に取り組んでいきます。

2 計画の基本目標

DVの未然防止や被害者への状況に応じた相談、保護、自立支援まで切れ目のない支援を推進するため、4つの基本目標を定めます。

第3次DV対策基本計画の体系は、第2次DV対策基本計画を踏襲しつつ、全国的に増加している男性のDV被害者への対応と、児童虐待が潜むDV被害者への対応を重点施策とし、それぞれ基本施策の取組の中で推進していきます。

基本目標Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくり

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DVを許さない環境づくりが重要です。

市民一人ひとりがDVに関する理解を深め、身近な問題として気づく（被害者自らが被害者であることに気づく、被害者の身近にいる人が気づく）ことができる社会を目指し、意識啓発に取り組みます。

基本目標Ⅱ 相談体制の充実

被害者に対し、地域に根ざしたきめ細かな支援を行うためには、身近な相談窓口として、相談体制の充実を図ることが必要です。被害者の意思を尊重し、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

基本目標Ⅲ 被害者の安全確保と自立支援

被害者の安全確保を何よりも優先し、被害者の意思を尊重しながら、生活の再建に向けて、同伴する家族を含めた総合的な支援に努めます。

基本目標Ⅳ 関係機関等との連携充実

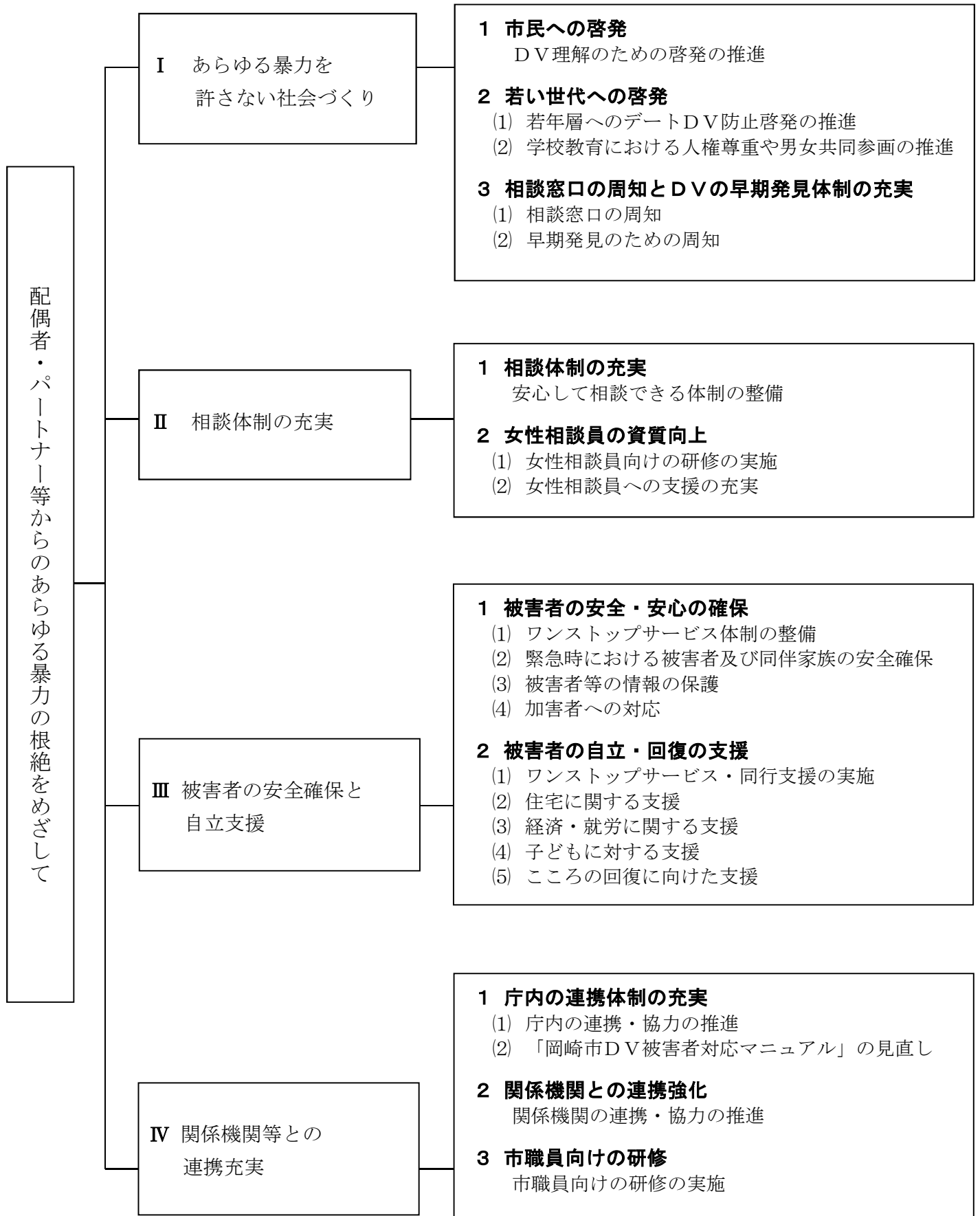
DV被害者を支援するには、相談や一時保護、自立支援の様々な段階で、関係機関等と緊密に連携することが必要です。被害者を孤立させない支援体制の充実に努めます。

3 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策



第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくり

現状と課題

○ DV防止に向けた啓発の推進

市民意識調査では、DVが「テレビや新聞で社会問題になっていることを知っている」と答えた人は、5年前の前回の調査結果が76.0%であったものが83.1%、「DVが人権侵害であることを知っている」と答えた人は、51.4%であったものが60.2%と高くなりました（図11参照）。

DVが人権侵害であり、社会問題となっていることは周知されてきてはいるものの、DVは家庭内での行為として潜在化しやすく、外部からの発見が困難なこともあり、被害の深刻化が懸念されます。

本市では、これまでDVに関して、市政だよりやホームページ、DV相談案内カード等を活用し、啓発に取り組んできましたが、今後も継続して取り組んでいくことが必要です。

○ DVと児童虐待の包括的な周知

DVの被害者が、加害者から精神的に支配され、児童虐待に加担する事件が相次いだことを機に、DV被害者は加害者に対する恐怖心から、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があることや、子どもを見ている前で暴力を振るうことが、面前DVとして子どもへの心理的虐待に当たることが注目され、社会的関心が高まっています。

DVが起きている家庭では児童虐待が同時に起こっている場合があることから、DVと児童虐待の問題を包括的に周知することが必要です。

また、周知に当たり、加害者にDVや児童虐待の行為に当てはまっていないか考えてもらう機会となるよう、啓発内容の工夫に努める必要があります。

○ 男性のDV被害に関する啓発

男性は一般的に、被害が深刻化するまで相談しない傾向があります（図3、図13参照）。

男性のDV被害者が増加していますが（図10参照）、潜在化しており、実際はもっと多いことが予想されます。

男性も相談してよいという市民意識の醸成や、「男だから弱音を吐いてはいけない」、「自分の弱みを他人に知られたくない」などの性別役割分担意識の解消に向けた啓発が必要です。

○ 若い世代への啓発

DVは、大人だけの問題ではありません。

中高生や大学生など、恋愛関係にある若者の間でも暴力が起きています。

若い世代の暴力をめぐっては、SNSによる脅しなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力や、ストーカー被害、性暴力など、被害が多様化しています。

デートDVに対する正しい認識と、パートナーが対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を、今後も継続して設ける必要があります。

○ 潜在化するDV被害者の発見

被害者は、家庭内の問題を話す恥ずかしさや、加害者からの報復を恐れ、自分さえ我慢すればよいと考えることがあります（図 15 参照）。

被害者は、精神的に支配されて孤立を深める間に暴力がエスカレートし、危険な状況に陥ることが少なくありません。

DV被害者は、支援につなげる必要があります。

DV防止法では、DV（身体的暴力に限る。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないと規定されており、福祉関係者、医療関係者等だけではなく、市民に広く周知し理解を求めることが重要です。

DVを容認しない環境づくりに努めるとともに、一人で悩みを抱え込まないよう、相談窓口の更なる周知や、身近な人に相談してもよいという社会を醸成することが必要です。

取組内容

1 市民への啓発		担当課
DV理解のための啓発の推進	市民に向けたDV理解のための講座を開催し、DVに関する啓発を進めます。	家庭児童課
	国が提唱している「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日～25日）に合わせた啓発を行います。	
	DVのある家庭では、面前DV等の児童虐待が同時に起こっている場合があることから、DVと児童虐待を包括的に啓発します。	
	男性も相談してよいという市民意識の醸成や、性別の観点から発生する役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	男女共同参画課 家庭児童課
	DVをはじめとした女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、啓発を行います。	

2 若い世代への啓発		担当課
(1) 若年層へのデートDV防止啓発の推進	学校等へ向けた出前講座を開催し、暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、若い世代及び教育関係者に向けてデートDVに対する正しい理解の促進に努めます。	家庭児童課
(2) 学校教育における人権尊重や男女共同参画の推進	学校教育では、命の大切さや思いやりの心を学ぶ機会などを通して、人権尊重の意識を高める教育を行います。また、男女共同参画の視点に立った人権問題について学習する機会を設けます。	学校指導課

3 相談窓口の周知とDVの早期発見体制の充実		担当課
(1) 相談窓口の周知	相談窓口の情報を掲載したカードやリーフレットを作成し、被害者の目に触れやすい場所に設置するなど、相談窓口の周知を図ります。	家庭児童課
	被害者が早い段階で気軽に相談を受けられるよう広報を工夫します。	
(2) 早期発見のための周知	友人、近隣住民の他、福祉関係者や医療機関など、被害者を発見した際には相談窓口につながるよう、協力を呼びかけます。	家庭児童課

基本目標Ⅱ 相談体制の充実

現状と課題

○ 女性相談員の安定的な確保と資質の向上

本市では、女性相談員を配置し、DV被害者を始め、離婚問題、親族間の問題、経済困窮など、あらゆる悩みを抱えている人の相談に対応し、相談者が自ら解決策を見出すための手助けを行っています。

女性相談員は、DVの相談はもちろん、あらゆる相談の中に潜むDV被害をいち早く発見し、被害者の相談から支援に至るまで寄り添います。

女性相談員は、被害者の置かれた環境や心身の状態を理解し、解決へ向けた適切な入口として機能しなければならないため、女性相談員の資質の向上とDVに対する深い理解が求められます。

本市におけるDVの相談件数が増えていることに加え（図17参照）、相談内容が複雑化かつ深刻化していることや、潜在化している被害者もいることを踏まえ、女性相談員の安定的な確保と資質の向上に努め、相談体制の充実に努めていく必要があります。

○ DV対応と児童虐待対応の連携

昨今起きている重篤な児童虐待の事件では、家庭内で同時にDVが起きている家庭となっている場合があります、DV対応において児童虐待対応との連携強化は喫緊の課題となっています。

児童虐待は、DVの加害者からだけでなく、DVの被害者からも受けていることがあります。本市では、DVと児童虐待を一体的に管轄する庁内組織があり、更に市内には児童相談所が設置されていることを強みに、個々のケースを連携し対応していく必要があります。

DV被害の相談に最初に対応することとなる女性相談員は、DVと児童虐待は密接に関係していることを念頭に置き、児童虐待の担当と連携を図って対応していきます。

○ 相談者の多様化（男性・LGBT・高齢者・障がい者・外国人）

DV被害者には、女性だけでなく、男性やLGBT、高齢者や障がい者、外国人も含まれます。

被害者の支援に当たっては、性別、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要です。

また、多様化する相談に対応するためには、専門の相談窓口を設置する必要があります。

本市では、令和2年10月から男性相談を開設しました。

男性は、一般的に、「男だから弱音を吐いてはいけない」、「自分の弱みを他人に知られたくない」など、自分の辛さを表に出すことが難しく、悩みを抱え込む傾向があるため、相談しやすい環境の追求と広報周知が課題です。

また、相談件数の推移を見ながら開設頻度を検討することも必要です。

男性相談の開設と同じ時期に、LGBT相談も開設しました。

LGBT相談は、相談者とその家族、支援者が相談することができ、抱えている問題や悩みを話すことで不安の解消を図るものであり、DVに関する相談があった場合は、関係機関等を紹介することで、一人で悩みを抱え込まないよう支援します。

○ 複雑化する相談への対応

離婚等に伴う専門的な相談については、法律相談を実施しています。

法律相談は、相談の回数と時間が限られています。

そのため、法律相談を利用する際は、相談者が内容をしっかりと整理できていることが必要です。

○ 守秘義務の徹底

男性相談の開設によって、同一世帯で、女性相談と男性相談の双方を利用する可能性があります。

守秘義務を徹底し、双方の相談者が安心して相談できる環境を整えることが必要です。

取組内容

1 相談体制の充実		担当課
安心して相談できる体制の整備	高い専門性を有した相談員を安定的に確保し、相談体制の充実に努めます。	家庭児童課
	DVと児童虐待を一体的に管轄する庁内組織があること、更に市内に児童相談所が設置されていることを強みに、相談者への寄り添いや虐待に対する指導方法を包括的に検討し、対応していきます。	
	守秘義務を徹底し、受容的な態度で対応します。	
	法律に関する問題についての情報提供やアドバイスを行う場として弁護士による法律相談を実施します。また、法テラス*の活用について情報提供を行います。	自治振興課
		家庭児童課
	同一世帯で、各々が女性相談と男性相談を利用する可能性があるため、双方の相談者が安心して相談できる環境を整えます。	市民協働推進課
		家庭児童課
	被害者がLGBT、障がい者や高齢者等の場合は、それぞれのニーズに対応する相談窓口につなげます。 被害者が外国籍等通訳を必要とする場合は、通訳等を介して相談を行います。	男女共同参画課
		国際課
		障がい福祉課
長寿課		
健康増進課		
	家庭児童課	

*法テラス・・・日本司法支援センターの愛称。市役所庁舎内に法テラス三河があります。法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供が生活圏内で受けられることは、法的問題を抱えている被害者にとって心強く、利用しやすい窓口となっています。

2 女性相談員の資質向上		担当課
(1) 女性相談員 向けの研修の 実施	女性相談員は、ケース会議*を通じて被害者理解を深め、総合的、多角的に問題を捉え、対応方針を確認する機会を設けます。	家庭児童課
	研修への参加やスーパービジョン*の実施により、女性相談員の価値観や思い込みによる歪んだ見立てや対応をしていないかなどを振り返り、相談対応力の向上を図ります。	
(2) 女性相談員 への支援の充 実	女性相談員一人で問題を抱え込まないよう、女性相談員の職務の特性に配慮したバックアップ体制を整備し、二次受傷*の予防やバーンアウト*防止に努めます。	家庭児童課

*ケース会議…ケースを複数の相談対応者の異なる視点から見ることで、より深い分析を行い、今後の対応方針を検討する会議

*スーパービジョン…相談員が専門的能力の向上のために、より経験の深い専門家から事例報告等を通じて受ける指導

*二次受傷…相談者が悲惨な暴力被害を見聞きすることにより、被害者と同様な心理的苦痛を感じ、精神的ダメージを受けること

*バーンアウト…被害者支援の特性上、成果が見えにくく達成感が得にくいいため、熱心に支援を行ってきた相談員等が、無力感から燃え尽きたように意欲をなくしてしまうこと

基本目標Ⅲ 被害者の安全確保と自立支援

《被害者の安全確保》

現状と課題

○ 安全確保が最優先

被害者からの相談を受けている時点から、何よりも優先させなければならないことは被害者の安全確保です。身体的な暴力が激しい場合など危険から逃れてきた被害者は、これまでの生活を断ち切って、保護を求めてくることとなります。

被害者に同伴する子どもがいる場合、妊婦である場合、通帳や保険証等を所持することなく緊迫して保護を求めてくる場合など、状況は様々ですが、被害者は加害者からの追跡の恐怖にさらされ不安を抱えていることから、被害者の安全を第一に考え、安心して相談できる環境を提供することが必要です。

○ 関係機関との連携強化

DV防止法では、被害者の一時保護*は婦人相談所の責務とされ、県内では愛知県女性相談センター（婦人相談所）がその事務を担っています。

本市では警察と連携し、一時保護の依頼や同行支援を行っており、保護の依頼に当たっては、迅速に対応しなければなりません。

被害者に同伴する子どもがいる場合は、児童相談所との連携も必要です。

関係機関との連携に当たり、連絡体制や加害者からの追跡への対応について、情報の共有と情報管理の徹底に努める必要があります。

○ 被害者の保護に至らない場合の配慮

やっとの思いで相談したものの、これまでの生活や人間関係を失うことへの不安、経済的な理由、子どものことを考えた結果（図4、図5参照）、加害者が変わることを期待し、加害者の元にとどまることを決意する場合があります。

特に、一時保護の期間中は、携帯電話の使用や親しい人への接触が制限されること、喫煙ができないこと、共同生活を送ることの不安などから、一時保護を望まない被害者が増えています。

被害者の意思を尊重しつつも、危険の度合いを的確に見極め、今後の生活を見据えて助言していく必要があります。

一時保護に至らない場合においても、加害者から危害を加えられることのないよう、状況に応じて警察と連携し、被害者の安全を確保することが必要です。

○ 被害者の情報管理の徹底

DVは、被害者の生命身体の危機に直結する問題であることから、被害者の情報は、加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底しなければなりません。

被害者が加害者の元から避難した後も、加害者からの追求への対応が大きな問題となる場合も少なくありません。

被害者の住所や居所はもちろん、支援を行う施設や団体がある場合は、その名称や所在地を加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。

○ 加害者への対応についての調査

DVの被害者が存在することは、加害者が存在することを意味します。

国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」では、DVの加害者を対象とした更生のための施策は、DVの防止に向けて考えられる重要な施策の一つとされていますが、加害者の更生のための指導として、どのようなものが有効であるかについて未解明な部分が多く、「地域社会における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める」とされています。

アンガーマネジメント*や精神科の心理相談等の情報提供など、有効な手段はあるかもしれません。

今後、本市としては、国の施策の状況を注視し、他市の状況の情報収集に努めていく必要があります。

○ 加害者からの探索

加害者の中には、DV被害者を探索し、あらゆる機関に威圧的な態度をとる場合があります。被害者の情報を加害者に知られることのないよう情報の管理を徹底し、個人ではなく組織として毅然とした対応をすることが必要です。

*一時保護…県の女性相談センターにおいて、被害者とその子どもの安全確保のため一時的に保護すること

*アンガーマネジメント…自身の怒りの感情と向き合い、怒りの要因を明らかにし、怒りを抑制するための心理プログラム

取組内容

1 被害者の安全・安心の確保		担当課
(1) ワンストップサービス体制の整備	被害者の負担軽減と安全上の観点から、ワンストップサービスにより支援窓口を一つに定め、手続きの円滑化に努めます。	家庭児童課
(2) 緊急時における被害者及び同伴家族の安全確保	被害者のプライバシーが守られ、安心して相談することができるよう、相談窓口の安全確保を最優先します。	家庭児童課
	安全な避難場所が必要な場合は、一時的に宿泊施設の提供を行います。	
	本人の意思に基づき、一時保護の依頼をするに当たり、愛知県女性相談センター、児童相談所、警察と被害者と同伴する家族の被害状況を包括的に検討し、今後の支援方針を協議します。	
	夜間や休日に緊急に保護が必要となった場合に、スムーズに保護につながるよう関係機関や警察と連携を図ります。	
	一時保護に至らない場合において、加害者から危害を加えられることのないよう警察と連携し、被害者の安全確保に努めます。	
	被害者が警察への援助の申し出や保護命令*等、加害者からの危害から身を守るための施策を利用できるように情報提供と助言を行います。	
	保護を求めてきた家族に子どもがいる場合、児童虐待を受けている可能性があるため、児童相談所等と連携し、支援方針を決めていきます。	
	高齢者や障がい者、外国籍の被害者の安全確保に努めます。	
	障がい福祉課	
	長寿課	
	健康増進課	
	家庭児童課	

(3) 被害者等の 情報の保護	被害者と被害者と同伴する家族の個人情報の保護を徹底します。	関係各課等*
	住民基本台帳事務における支援措置を実施するとともに、関連した事務処理を行う部署との情報共有を徹底します。	市民課 家庭児童課
(4) 加害者への 対応	加害者の更生対策について、国の施策の状況を注視し、他市の状況の情報収集に努めていきます。	家庭児童課
	加害者の中には、被害者を探索し、あらゆる機関に威圧的な態度をとる場合があります。 被害者の情報を加害者に知られることのないよう、組織として毅然とした対応をします。	家庭児童課 庁舎車両管理課 (施設管理) 市民協働推進課 (施設管理) 関係各課等

*保護命令…被害者が配偶者等からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者の申立てにより、裁判所が一定期間、配偶者を被害者から引き離すために発する命令

*関係各課等…岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画庁内検討部会構成員（自治振興課、市民課、男女共同参画課、国際課、市民協働推進課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿課、国保年金課、生活衛生課、健康増進課、こども育成課、家庭児童課、保育課、こども発達相談センター、住宅計画課、岡崎市民病院地域医療連携室、教育委員会学校指導課）

《被害者の自立支援》

現状と課題

○ 生活基盤等を整えるための支援

被害者と同伴する家族が加害者から離れ、心身の健康を取り戻し、自立して生活していくためには、住宅や生活費の確保、就業機会の確保、子どもの就学又は就園の問題など生活の基盤に関する支援と、離婚による子どもの親権、養育費や面会交流*など法的な問題に関する支援が必要となります。

住宅の確保については、被害者が生活の拠点をどこに置くこととするのか、重要な選択となります。

被害者の意思を尊重し、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間支援団体が運営するシェルターやステップハウス、公営住宅等への入所など、被害者のニーズに合った生活の拠点が確保できるよう努めます。

○ 多様な自立支援への対応

被害者の状況は多様であり、それぞれの被害者の状況に応じて、きめ細かな支援を行う必要があります。

本市では、福祉制度の情報提供（生活保護、児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けなど）を行っています。

また、被害者の負担の軽減と手続きの円滑化を図るため、必要に応じて、同行支援をします。

被害者の自立に向けて寄り添う女性相談員は、被害者の状況に応じて、各種制度の情報を提供することとなるため、引き続き、幅広く知識を得るよう努め、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員と連携し、総合的に支援します。

○ こころの回復に向けた支援

暴力により支配された被害者は、長年繰り返される暴力によって、PTSD（心的外傷後ストレス障害*）等の症状の他、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題や将来への不安によって、精神的に不安定な状態にある場合があります。

面会交流等のために離婚後も加害者との関係が途絶えることは少なく、不安定な精神状態が長期化するため、心身を癒すための専門的な支援につなげる必要があります。

被害者が自立した生活を送るためには、DVにより心身に受けたダメージからの回復が不可欠です。

PTSDやうつ病等を患っている人が多く、医療機関に受診するなど、身近な場所で支

援を受けられることが必要です。

同伴する家族も同様に心理的被害を受けている場合が多く、特に子どもは面前DV等による心理的虐待に加え、転居や転校を始めとする生活の変化により、大きな影響を受けます。

面前DVのある環境で育った子どもは、脳の萎縮や複雑性PTSD等の症状が現れることが懸念されるため、早期にしっかりと心ケアを行う必要があります。

*面会交流・・・民法では、面会交流は子どものためのものであり、実施については子どもの利益を最も優先して考慮しなければならないとされています。

離婚後も子どもの面会交流を通じて加害者と接触する必要が生じる場合があります。面会交流を通じて居場所が加害者に知られてしまうなど、面会交流のやりとりの中でリスクが高まったり、ストレスを感じる場合があります。

離婚した場合であっても、加害者との関係が切れない被害者に継続するリスクに対して、被害者の支援体制のあり方が課題となっています。

*PTSD（心的外傷後ストレス障害）・・・単純性PTSDと複雑性PTSDに分類されます。自分ではどうにもならない強い衝撃後に生じる精神的不調であり、時間が経過しても恐怖感が繰り返しよみがえる、刺激に対して過敏になる、警戒心が行き過ぎなほど強くなる、ぐっすり眠れないなど、過敏な状態が続く症状がみられます。

*複雑性PTSD・・・長期にわたり反復して続いた虐待やいじめなどを原因として起こる心的外傷の症状

取組内容

2 被害者の自立・回復の支援		担当課
(1) ワンストップサービス・同行支援の実施	自立支援に係る手続きの際は、必要に応じてワンストップサービスによって対応します。 被害者の負担の軽減と手続きの円滑化を図るため、同行支援を行い、被害者の置かれた状況を補足して説明します。	家庭児童課
(2) 住宅に関する支援	子どもを同伴する被害者の自立を図るために、母子生活支援施設への入所を支援します。	家庭児童課
	児童福祉法に基づく施設への入所に至らない場合、他法に基づく施設入所を検討します。	地域福祉課 障がい福祉課
	公営住宅入居の紹介や民間賃貸住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度に基づく住まいの確保に努めます。	住宅計画課
(3) 経済・就労に関する支援	各種手当、母子・父子・寡婦福祉資金、生活保護、国民健康保険の加入等の福祉施策を活用し、生活の自立を支援します。 支援に当たっては、母子・父子自立支援員と連携を図ります。	地域福祉課
		国保年金課 こども育成課
	母子家庭等就業支援センター事業など就労や資格取得等に関する情報を提供するなど、被害者一人ひとりの状況に応じた就労支援に取り組みます。	地域福祉課 家庭児童課
(4) 子どもに対する支援	被害者の家庭に児童虐待がないか、子どもの状況確認に努めるとともに、児童相談所と迅速かつ適切に連携して、児童虐待の早期発見に努めます。	家庭児童課
	面前DVのある環境で育った子どもは、脳の萎縮や複雑性PTSD等の症状が懸念されるため、児童相談所等と連携を図るなど対応していきます。	家庭児童課
	日常生活において、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるよう、必要に応じてスクールカウンセラーや教育相談センターによる専門相談について情報提供を行います。	学校指導課

	転校や保育園への入園、就学援助など、子どもに関する各種制度の案内や手続きの支援をします。	保育課 学校指導課
(5) こころの回復 に向けた支援	こころの健康に関する相談や精神科医師による相談を実施し、被害者のこころのケアを行います。	健康増進課
	P T S Dやうつ病等を患っている人には、医療機関等の専門窓口を紹介し、医療につなげます。	家庭児童課

基本目標Ⅳ 関係機関等との連携充実

現状と課題

○ 庁内と関係機関との連携強化

DV防止法第9条では、「配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。」とされており、民間支援団体も含め、日々の相談、一時保護、自立支援等の様々な段階において、緊密に連携した被害者支援が必要です。

本市では、関係機関の機能の相互理解と連携の協力体制の強化を図るため、「岡崎市要保護児童・DV対策協議会」において、機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる職員により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対する個別ケース検討会議と重層的な構成で、被害者の支援を検討してきました。

特段、DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、児童相談所との連携を強化し、個々の事案についてそれぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有して適切に対処することが求められます。

○ 市職員のDVに関する理解

市役所は、市民にとって最も身近な行政主体であり、DV被害者を発見しやすい立場にあります。

潜在化している被害者を発見し対応するには、市職員がDVに対する意識を持って職務に当たることで、被害者支援に繋がる機会となり得ます。

そのため、市職員は、DVが外部から発見が困難な家庭内で行われ潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向があり、被害が深刻化しやすいことを理解した上で、被害者の心身の状況や置かれている環境等を踏まえ、それぞれの職務を行う必要があります。

市職員がDVに関する理解を深め、被害者に不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害が生じることのないよう研修を実施するとともに、「DV被害者対応マニュアル」を定期的に見直します。

また、DVが起きている家庭では児童虐待が同時に起こっている場合があることや、男性のDV被害者が増加していることなど、DVを取り巻く新たな情報や課題について関係各課等に周知し、認識を共有する必要があります。

取組内容

1 庁内の連携体制の充実		担当課
(1) 庁内の連携・協力の推進	危険から逃れてきた被害者の状況を把握し、必要となる施策の担当窓口と速やかに連携、対応することによって安全の確保及び安心の提供に努めます。	家庭児童課
	DV対応庁内連絡会議に参加し、被害者支援に関する新しい課題や制度について共通認識を持ち、緊密に連携します。	関係各課等
	窓口において、性別にとらわれず、被害者の早期発見の視点を持って対応することで、DV被害の早期発見に努めます。	関係各課等 (市民協働推進課を除く。)
(2) 「岡崎市DV被害者対応マニュアル」の見直し	「岡崎市DV被害者対応マニュアル」の内容を、社会情勢の変化や法改正等に応じて精査し、関係各課等に周知を図ります。被害者への二次被害*の防止及び被害者支援体制の周知を図ります。	家庭児童課

2 関係機関との連携強化		担当課
関係機関の連携・協力の推進	被害者の安全確保のため、愛知県女性相談センター、警察、児童相談所、民間シェルター等の関係機関との円滑な連携及び協力体制を強化し、支援の充実に努めます。	家庭児童課
	連携に不可欠な情報を共有するためには関係機関相互の信頼関係が必要であるため、「岡崎市要保護児童・DV対策協議会」を通じて関係機関の機能について相互の理解を図り、協力関係の強化推進に努めます。	
	民間支援団体が持つ様々な支援メニュー及び豊富なノウハウの活用に努め、被害者支援及び施策の推進を図ります。	

3 市職員向けへの研修		担当課
市職員向けの研修の実施	DV被害に対する正しい理解を深めるとともに、被害者の心情に配慮した対応や秘密の保持、被害者の情報管理が徹底できるよう、職務関係者を対象とした研修を行います。	家庭児童課
	DVを取り巻く新たな情報や課題について関係各課等に周知し、認識の共有に努めます。	

*二次被害…心身ともに傷ついている被害者への理解が不十分なために、不適切な言動で被害者を更に傷つけること

第5章 計画の推進

計画の適切な進行管理を図るため、年度毎に実施状況を把握し、ホームページを通じて公表します。

計画の達成度や進捗状況を定期的に把握・評価するとともに、本市における今後のDVに関する施策の推進にあたり、成果目標を設定します。

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
①DVが人権侵害であることを知っている人の割合	60.2%	75.0%

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、市民一人ひとりがDVに関する理解を深めることが必要です。DVを容認しない環境づくりの取組の推進に係る指標として設定します。

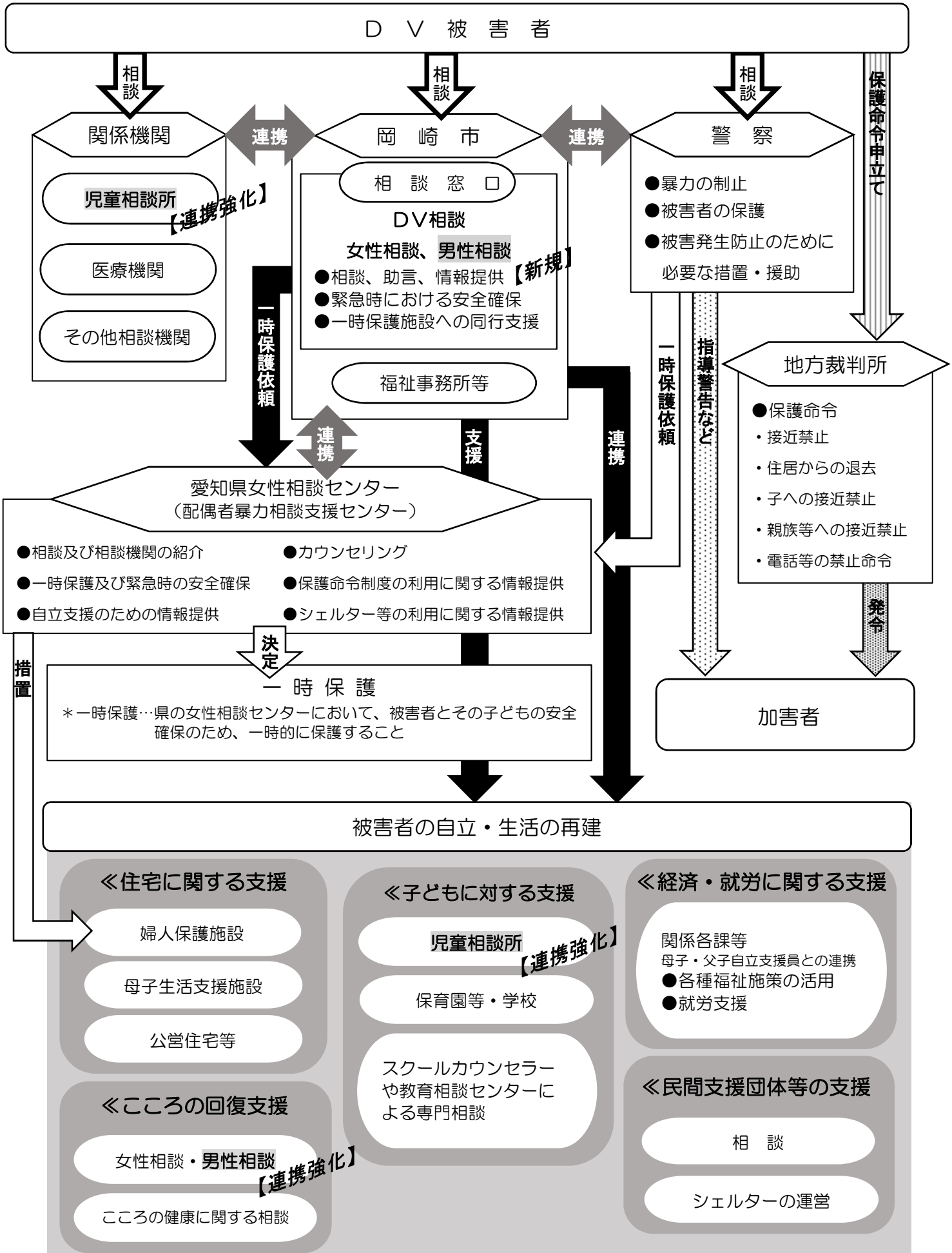
指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
②DVの相談窓口を知っている人の割合	—	75.0%

DVの被害者が一人で悩みを抱え込まないように、相談窓口を周知することの取組の推進に係る指標として設定します。

参 考 資 料

1	DV被害者の保護・支援のフロー図	38
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	39
3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）	53
4	岡崎市男女共同参画推進条例	61
5	岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定委員会要綱	66
6	計画策定の経緯	68

DV被害者の保護・支援のフロー図



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
平成十三年法律第三十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力

（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支

援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ第二項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第

二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と

読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及

び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成25年12月26日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号
※ 令和2年3月23日 最終改正

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月、平成26年1月の法改正を経て、令和元年6月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要

な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者

により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

(5) 連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解

と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直す必要がある。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

岡崎市男女共同参画推進条例
平成 17 年 3 月 29 日条例第 5 号

目次

前文
第 1 章 総則(第 1 条～第 9 条)
第 2 章 基本的施策(第 10 条～第 16 条)
第 3 章 岡崎市男女共同参画推進審議会(第 17 条)
第 4 章 雑則(第 18 条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組にも呼応して男女共同参画社会基本法をはじめとした男女共同参画関連の法律が整備されてきた。

矢作川流域の緑豊かな大地に住む私たち岡崎市民は、輝かしい歴史と伝統の恩恵を受けながら積極的にまちづくりを進めているが、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣習が根強く存在し、真の男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている。

少子高齢化や国際化など地域社会が大きく変化する中で、男女が対等なパートナーとして、豊かで生き生きと充実した人生を送ることができる社会を築くためには、市民と市が一体となって、なお一層、この課題の解決に取り組んでいくことが必要である。

私たち岡崎市民は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を願い、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、市、市民、教育に携わる者、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせること若しくは相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、社会のあらゆる分野において自主的かつ積極的に行われなければならない。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、その人権が尊重され、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、その性別にかかわらず、個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が性別による固定的な役割分担意識に捕われることなく、あらゆる活動に参画できるよう、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立なものとなるよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定、計画の立案等に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とが両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会の形成のための取組が国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、市民、教育に携わる者、市民団体及び事業者が行う男女共同参画推進のための活動を支援しなければならない。
- 3 市は、国、県その他の関係機関と協力し、連携を図りながら男女共同参画を推進しなければならない。
- 4 市は、自ら率先して男女共同参画を推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深めるとともに、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第6条 家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画の基本理念に基づいて教育を行うよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の基本理念にのっとり、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、労働者が職業生活と家庭その他の生活の両立ができるよう就業環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

4 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を正当化し、又は助長する表現その他の不適切な性的表現を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、岡崎市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(参画機会の格差の是正)

第11条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及びその他の関係者と協力して積極的改善措置に関する情報の提供その他格差を是正するために必要な支援をするよう努めなければならない。

(体制等の整備)

第12条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制及び拠点施設を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、公表するものとする。

(学習の支援等)

第14条 市は、男女共同参画についての市民の関心と理解を深めるため、市民の男女共同参画に関する学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要に応じ、前項の調査研究の結果を公表するものとする。

(男女共同参画に関する相談等)

第16条 市民は、市長に対し、次に掲げる男女共同参画に関する事項について相談又は意見の申出をすることができる。

(1) 男女共同参画に係る人権侵害に関すること。

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

2 市長は、前項に規定する相談又は意見の申出を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 岡崎市男女共同参画推進審議会

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する必要な事項を審議するため、岡崎市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき策定されている市の男女共同参画計画(「ウィズプランおかざき21」をいう。)は、第10条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則(平成26年3月27日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、学識経験者、民間有識者、市民活動団体の他、市長が必要と認める者で、別表1に掲げる者をもって充てる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の運営をつかさどり、委員会を代表する。

3 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

(庁内検討部会)

第4条 委員会の目的を円滑に達成するため庁内検討部会を設置することとし、その構成員は、別表2に掲げる課等の職員をもって充てる。

2 庁内検討部会の会長は、家庭児童課長をもって充てる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 庁内検討部会の会議は、会長が招集する。

3 それぞれの会議は、過半数以上の出席がない場合、開くことができない。

4 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会及び庁内検討部会の事務局の庶務は、こども部家庭児童課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び庁内検討部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(第3次岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 第3次岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定委員会設置要綱（令和2年3月2日制定）は、廃止する。

別表1 委員会名簿

学識経験者	人間環境大学 人間環境学部 心理学科 准教授	高橋 蔵人
	牧野・櫻井法律事務所 弁護士	櫻井 敬子
民間有識者	社会福祉法人若竹荘 母子生活支援施設いちょうの家 館長	佐藤 美子
市民活動団体	岡崎市男女共同参画推進サポーター すいか隊	佐野 章子
行政関係	岡崎警察署 生活安全課長	河内 孝彰
	西三河福祉相談センター 地域福祉課長	荒木 聖弘
	西三河福祉相談センター 児童育成課長	安ノ井 宏隆

別表2 庁内検討部会構成員

市民生活部自治振興課
市民生活部市民課
社会文化部男女共同参画課
社会文化部国際課
社会文化部市民協働推進課
福祉部地域福祉課
福祉部障がい福祉課
福祉部長寿課
福祉部国保年金課
保健部生活衛生課
保健部健康増進課
こども部こども育成課
こども部家庭児童課
こども部保育課
こども部こども発達相談センター
建築部住宅計画課
岡崎市民病院地域医療連携室
教育委員会学校指導課

計画策定の経緯

期日	会議	内容
令和2年3月25日	第1回策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2次DV対策基本計画の実施状況 2 市民意識・実態調査の結果報告 3 第3次DV対策基本計画の新たな重点施策（案） 4 今後のスケジュール（案）
令和2年5月	第1回庁内検討部会 <small>※新型コロナウイルス感染拡大防止のためメールで意見聴取</small>	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年度の実績報告及び評価 2 DVに関して各課等の抱える課題及び第3次DV対策基本計画の新たな重点施策（案）に対する意見
令和2年7月6日	第2回策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内検討部会における意見の報告 2 計画の位置付け等 3 計画の体系（案） 4 DV被害者保護・支援のフロー図（案）
令和2年9月	第2回庁内検討部会 <small>※新型コロナウイルス感染拡大防止のためメールで意見聴取</small>	第3次DV対策基本計画骨子（案）
令和2年10月8日	第3回策定委員会	第3次DV対策基本計画骨子（案）
令和2年12月7日 ～1月7日	パブリックコメント	
令和3年 月	第3回庁内検討部会 <small>※新型コロナウイルス感染拡大防止のためメールで意見聴取</small>	パブリックコメント実施結果 最終計画（案）
令和3年 月 日	第4回策定委員会	第3次DV対策基本計画について

第3次岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画
令和 年 月

岡崎市こども部家庭児童課
岡崎市十王町二丁目9番地
電話 0564-23-6776 (直通)